

ガイドライン事項の主な論点

第3 制度対象

- 対象業務の明確化
 - ・ 3要件（支配性・継続性・閉鎖性）の具体的解釈
 - ・ 対象となる／ならない従事者の具体例（一部が対象となりうる職種 等）
- 義務対象事業・認定対象事業を「一体的に行っている」場合の具体的解釈 等

第4 認定等

- 認定等の具体的手続（システム機能等を含む）
- 認定等の表示（学校設置者等の表示）
- 児童対象性暴力等対処規程のひな型
- 認定等の取消し要件の明確化 等

第5 安全確保措置①（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）

- 早期把握、相談から調査、保護・支援に至る具体的対応フローと留意点（児童福祉法（被措置児童等虐待）、障害者虐待防止法等における性的虐待の定義・対応との整理 等）
- 研修の留意点 等

第6 安全確保措置②（犯罪事実確認）

- 犯罪事実確認の具体的手続（システム機能等を含む）
- 「いとま特例」の具体例
 - ・ 「いとま特例」が適用される／されない場合の具体例
 - ・ やむを得ず一対一になる場合の具体例・対応
- 教員性暴力防止法データベース及び保育士特定登録取消者管理システムの利用手続の工夫 等

第7 安全確保措置③（防止措置）

- おそれの判断プロセス（「不適切な行為」の具体例を含む）
- 労働法制関連事項 等

第8 情報管理措置

- 情報管理規程のひな型
- 機微性の高い情報の取扱いの留意事項
- 権限設定の具体例（主要施設ごと） 等

第9 監督等

- 具体的監督項目の明確化（所轄庁との役割分担を含む）
- 定期報告事項の明確化 等

第10 その他

- まとめ登録の具体的手続の詳細
- 現職者確認の分散方法の具体的手続の詳細 等

※ 各見出しの「第○」は「中間とりまとめ」の表記による。